

よくあるご質問

No.	ご質問	回答
1	製造A社、製造B社、A社とB社の卸売業者であるC社で3者のグループを組む場合は補助対象となりますか。	A社とB社の県産品をC社と一緒に販路開拓を行う場合は、2者（A社とB社）の県産品の販路開拓の事業となるため、補助対象になりません。ただし、C社がA社・B社以外の製造D社の県産品の販路開拓を行う場合は3者の県産品の販路開拓の事業となるため、補助対象となります。
2	グループのうちの1者がやむを得ず途中で補助事業への参加を辞退することになった場合でも、他の事業者は補助金の交付を受けることができますか。また、辞退者の代わりに新たな事業者を追加することは可能ですか。	<p>この場合、2つのケースが考えられます。</p> <p>① 辞退者が出たことにより、グループの構成員が3者未満になった場合</p> <p>→ 3者以上という補助要件を満たさないため、グループ全員が補助金の交付を受けることができません。</p> <p>② 辞退者が出た場合でも、グループの構成員が3者以上である場合</p> <p>→ 3者以上という補助要件は満たしているため、残りの事業者は補助金の交付を受けることができます。ただし、この場合、事業計画変更の手続きが必要になります。（補助事業の手引きP7参照）</p> <p>交付申請後に、グループに新たな事業者を追加したり、入れ替えたりすることはできません。</p>
3	申請受付が「先着順」となっていますが、朝早くに届くようにした方が有利ということでしょうか。	<p>「先着順」は、到着日で判断しますので、到着時間は順位に影響しません。</p> <p>例えば4月1日に到着した申請書はすべて同順となりますので、午前9時に届いても、午後5時に届いても順位は一緒ということになります。仮に4月1日に予算上限を超えた場合は、4月1日午前9時に届いた申請書も午後5時に到着した申請書もすべて抽選にまわります。</p>
4	加工食品には何が含まれますか。	食品表示法に基づく「食品表示基準」の別表第一に掲げるものが該当します。